

## (9) 踏切部での敷設が必要な場合

### ① 踏切手前

踏切がある道路については、誘導は行わない。遠回りになる他の経路を選定するものとする。ただし、他の経路がないなどの理由によりやむをえない場合は、次のとおり敷設するものとする。

#### ①-1. 点状ブロック

踏切手前では、歩道の幅一杯に点状ブロックを2列敷設する。また、点状ブロックは遮断機が下りる位置から30cm程度離して敷設するものとする。

##### <解説>

視覚障害者の歩行訓練では、踏み切りで遮断機が下りている時は、下りている遮断機に手をおいて待つように指導されている。遮断機の手前なら直近でも危険はなく、遮断機が上がるのも確認できるからである。そこで、視覚障害者がその上に立って待つことになると考えられる点状ブロックは、遮断機が下りる位置から30cm程度離して敷設する。

なお、「歩道の幅一杯」とは、歩車道境界及び官民境界からそれぞれ30cm程度離隔をもうけた残りの歩道部分の幅のことである。また、柵を設置した場合は、柵から30cm程度離隔をもうけた残りの歩道部分の幅のことである。実際の点状ブロックの敷設においては、歩道の通行可能範囲の中心から、順次、左右に、Wの大きさが30cm未満となるまで、点状ブロックを敷設するものとする。

#### ①-2. 柵の設置

踏切手前では、踏切の内側と外側の判断が容易となるよう、民地側の状況も勘案し、可能な限り、歩道の両側に柵を設置するよう努めるものとする。

柵の長さは、踏切を抜けて2、3歩程度歩く間に、白杖等で確認が可能となるよう、少なくとも1.5m程度の長さに設置することが望ましい。

#### ①-3. 線状ブロック

線状ブロックは、踏切手前の点状ブロックの中央につなぐよう敷設することを基本とする。

##### <解説>

視覚障害者誘導用ブロックの敷設のあり方を出来る限りシンプルなものとするため、線状ブロックの誘導の方法を同じく危険な個所である横断歩道部と統一する。そのため、踏切手前においても、点状ブロックの中央につなぐ。

図9-1 踏切手前での敷設

